

議案第16号

芽室町立農村地域保育所条例中一部改正の件

芽室町立農村地域保育所条例を次のとおり一部改正しようとするもの
あります。

平成24年3月2日提出

芽室町長 宮西 義憲

芽室町立農村地域保育所条例の一部を改正する条例

芽室町立農村地域保育所条例（昭和42年芽室町条例第51号）の一部を
次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

備考

- 1 この表の第3階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、第4階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。
- 2 この表の第5階層から第12階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
 - (1) 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 23 号）附則第 12 条

- 3 地方税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 4 号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 6 号）により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による保育料に与える影響を可能な限り生じさせないよう、2 により計算された税額を調整するものとする。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

子ども手当創設に伴い、平成 23 年から年少扶養控除等が廃止となり、平成 24 年度以降の保育料に影響がでることから、従来の控除があると仮定して計算する等により、保護者の保育料負担を抑えるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

また、保育料金表における階層区分の説明を加えようとするものであります。

芽室町立農村地域保育所条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案				現 行			
別表（第6条関係） 保育料金表				別表（第6条関係） 保育料金表			
階層区分			保育料（月額）	階層区分			保育料（月額）
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）		円 0	第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）		円 0
第2	第1階層及び第5～第12階層を	市町村民税非課税世帯	2,700	第2	第1階層及び第5～第12階層を	市町村民税非課税世帯	2,700
第3	除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の	均等割の額のみ の世帯（所得割の額のない世帯）	8,660	第3	除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の	均等割の額のみ の世帯（所得割の額のない世帯）	8,660
第4	区分に該当する世帯	所得割の額のある世帯	10,510	第4	区分に該当する世帯	所得割の額のある世帯	10,510
第5	第1階層を除	17,000円未満	16,200	第5	第1階層を除	17,000円未満	16,200
第6	き、前年分の所得税課税世帯で	17,000円以上30,000円未満	18,220	第6	き、前年分の所得税課税世帯で	17,000円以上30,000円未満	18,220
第7	あってその所得税の額の区分が	30,000円以上55,000円未満	19,230	第7	あってその所得税の額の区分が	30,000円以上55,000円未満	19,230
第8	次の区分に該当する世帯	55,000円以上80,000円未満	20,250	第8	次の区分に該当する世帯	55,000円以上80,000円未満	20,250
第9		80,000円以上140,000円未満	21,540	第9		80,000円以上140,000円未満	21,540
第10		140,000円以上200,000円未満	22,800	第10		140,000円以上200,000円未満	22,800
第11		200,000円以上	24,070	第11		200,000円以上	24,070

改正案				現行			
		510,000円未満				510,000円未満	
第12		510,000円以上	25,340	第12		510,000円以上	25,340
備考							
<p>1 この表の第3階層における「均等割の額」とは、<u>地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、第4階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。</u></p>							
<p>2 この表の第5階層から第12階層までにおける「<u>所得税の額</u>」とは、<u>所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</u></p>							
<p>(1) <u>所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで</u></p>							
<p>(2) <u>租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項</u></p>							

改正案	現 行
<p>及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項</p> <p>(3) <u>租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条</u></p> <p>3 <u>地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)及び所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による保育料に与える影響を可能な限り生じさせないよう、2により計算された税額を調整するものとする。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成24年4月1日から施行する。</u></p>	